熊谷市内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針の運用改正新旧対照表

改　正　後	現　　行
「熊谷市内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針」の運用 令和８（2026）年２月３日　改　正	「熊谷市　市有施設の木造化、木質化等に関する方針」の運用
	~~1　大規模施設の木造化【方針第 4】~~ ~~高さ 13m若しくは軒高 9m又は延べ面積 3,000 ㎡を超える大規模な施設等であっても、シンボル性が高いものや多くの市民の利用が見込まれる施設などについては、建築基準法による耐火性能検証法の適用などにより、木造化することを検討する。~~
1　混構造による木造化【方針第 4】 木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。	2　混構造による木造化【方針第 4】 木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。
2　木造化が困難な施設【方針第 4 ・ (3)】 木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。 ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合 イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合	3 木造化が困難な施設【方針第 4 の 1 (3)】 木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。 ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合 イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合
3　特に木質化する施設【方針第 4 ・2】 次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。	4　特に木質化する施設【方針第 4 の 2】 次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

ア 学校、福祉施設、保健・医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの イ 多くの市民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの	ア 学校、福祉施設、保健・医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの イ 多くの市民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの
4 県産木材の使用【方針第 4 ・3】 使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された県産木材の使用が困難な場合にも、森林認証制度に基づき認証された木材を選択する等、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。	5 県産木材の使用【方針第 4 の 3】 使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された県産木材の使用が困難な場合にも、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。
5 木材利用の留意点等 【方針第 4】 (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。 (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。 (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的効果により木材使用の展示効果、PR効果を高める。 (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。 (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な	6 木材利用の留意点等 【方針第 4】 (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。 (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。 (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的効果により木材使用の展示効果、PR効果を高める。 (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。 (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。	
6　市有施設の備品及び消耗品　【方針第5】 備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能な場合には、その使用に努める。	7　市有施設の備品及び消耗品　【方針第 5】 備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能な場合には、その使用に努める。
7　木材関連業者等への要請方法【方針第8】 国又は地方公共団体以外の者であって建築物を整備する者等が行う施設の整備及び土木工事について、各部局は、所管している国庫補助事業及び県費補助事業の運用などにおいて、積極的な県産木材の利用が図られるよう努める。	
8　コスト縮減への留意【方針第 11】 (1) コスト縮減については、JISA3301 等の活用による施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストについても留意する。 (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短く、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する。 (3) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入にあたっては、当該暖	8　ライフサイクルコストへの留意【方針第 6・第11】 (1) 木材利用に当たっては、その計画・設計等の段階から、施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストの妥当性に留意する。 (1) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーについては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含

房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意する。	む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意した上で導入の判断を行うものとする。
9　農業政策課における対応 農業政策課所管の市有施設は、法令や施設の設置目的により木造化が困難なものを除き、木造化に努める。	9　振興課における対応 農業振興課所管の市有施設は、法令や施設の設置目的により木造化が困難なものを除き、木造化に努める。
10　方針の運用 (1) 方針の運用に必要な調整及び進行管理は、農業政策課において行う。 (2) 農業政策課は、木材の利用状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該利用状況を公表するものとする。	10　方針の運用 (1) 方針の運用に必要な調整及び進行管理は、農業振興課において行う。 (2) 農業振興課は、木材の利用状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該利用状況を公表するものとする。